

## 平成 31 年度仙台市西部地区観光地域おこし協力隊活動支援業務 仕様書

### 1 目的

仙台市で実施する仙台市西部地区観光地域おこし協力隊事業（以下「協力隊事業」という。）について、「仙台市西部地区観光地域おこし協力隊設置要綱」及び「平成 31 年度仙台市西部地区観光地域おこし協力隊実施要領」に基づき、地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）を活用し、西部地区における体験プログラム発掘・創出や観光地域づくりを実施するとともに、協力隊員の活動に必要なマネジメント等を行うことで、交流人口の拡大や地域ブランド力の向上、観光地域づくりの担い手育成を図ることを目的とする。

### 2 履行期間

2019 年 4 月 1 日 から 2020 年 3 月 31 日

### 3 業務の内容

#### (1) 協力隊員の活動マネジメント等

##### ① 協力隊員が活動を実施する際に必要な支援

- 1) 協力隊員へ月額 165,000 円（所得税等を含む）の報償費の支出
- 2) 協力隊員が居住する西部地区内の住居の確保及び住居費の支出
- 3) 車両の調達及び費用の支出
- 4) 保険（傷害保険、自動車保険等）への加入及び保険料の支出
- 5) 消耗品の購入  
例）事務用品（文房具、ノート、PC用プリンター、記録用デジカメ等）、被服等
- 6) 活動を行う中で必要となる旅費の支出
- 7) 活動を行う中で生じた消耗品、器具の故障等に対する修繕費の支出
- 8) SNS 等による活動状況を発信するためのパソコン等の調達及び費用の支出
- 9) 協力隊員が自発的な活動を実施する際に必要な費用の支出
- 10) その他、委託者と受託者が協議の上、活動を行う際に必要と決定した事項

##### ② 協力隊の募集および人選

協力隊員として活動する人員を 2 名募集し採用すること。但し、採用する協力隊員は特別交付税措置に係る地域要件を満たさなくてはならない。また、「仙台市西部地区観光地域おこし協力隊設置要綱」に基づいた人選を行うこと。

##### ③ 協力隊員の地域での生活支援

住民や関係者との意見交換会、活動報告会を行うなど調整を図り、協力隊員が地域住民と協力しながら活動できるよう、地域とのつなぎ役となり、生活支援を行うこと。また、協力隊員の定住に向けた支援等を行うこと。

#### (2) 協力隊員を活用した地域での活動

- ① 仙台市西部地区（秋保・作並・定義・泉）における体験プログラム発掘・創出や観光地域づくり（特定の地域に限らず広く横断的に展開すること）
- ② インターネットや SNS 等を通じた協力隊員の活動状況や事業等の情報発信
- ③ その他協力隊事業の目的に沿った事業等

#### 4 成果品等

- (1) 各月の協力隊員の活動実施状況を当該月の翌月 5 日までに、活動報告書により発注者に報告し確認を受けるものとする。ただし、3 月においては当該月の 31 日までに提出するものとする
- (2) 「3 (1) 協力隊員の活動マネジメント等」について、6 月・9 月・12 月の各月末時点の実施状況を、次月の 10 日までに委託者に報告するものとする
- (3) 事業完了時に、以下の成果品の提出を行うものとする
  - ① 事業実施報告書 2 部  
(協力隊員の活動内容、情報発信の実施内容、イベント等や P R 活動の実施内容)
  - ② その他委託者が必要と認めるもの

#### 5 留意事項

- (1) 協力隊員の体調管理に配慮すること
- (2) 協力隊員の活動が円滑に実施できるように配慮すること
- (3) 「3 業務の内容」に係る経費は特別交付税措置の対象となる経費のみとする
- (4) やむを得ない理由により、協力隊員が解嘱となった場合は、新たな協力隊員の確保に努めること

#### 6 その他

- (1) 1 週間単位を目途に協力隊員の活動予定を市担当者に連絡し確認を受けるものとする
- (2) 発注者と受注者及び協力隊員で月 1 回以上、打合せを行う。その際、受注者は打合せ内容を記録簿に記録し、その写しを発注者に提出するものとする
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、両者協議のうえ、決定するものとする